

井原市保育協議会 避難情報発令時等における対応ガイドライン

1 避難情報等発令時

(1) 「午前6時時点で発令中」または「午前6時から開園時刻までのあいだに発令」の場合

保育園が所在する地域に発令された避難情報	保育園（保育施設）の対応	防災気象情報
警戒レベル 5 ・災害発生情報	終 日 休 園	(警戒レベル5相当) ・大雨特別警報 ・氾濫発生情報
警戒レベル 4 ・避難勧告 ・避難指示（緊急）		(警戒レベル4相当) ・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険情報 ・危険度分布（非常に危険、うす紫）
警戒レベル 3 ・避難準備・高齢者等避難開始		(警報発令のみの場合) ・開園を基本とするが、地区ごとの状況により、休園する場合がある。

(2) 「開園時間中に発令」

保育園が所在する地域に発令された避難情報	保育園（保育施設）の対応	防災気象情報
警戒レベル 5 ・災害発生情報	・原則、あらかじめ保護者に周知している避難場所へ園児を避難させる。ただし、他の避難場所または園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 ・保護者は、安全を確保しつつ、 速やかな迎え をお願いします。	(警戒レベル5相当) ・大雨特別警報 ・氾濫発生情報
警戒レベル 4 ・避難勧告 ・避難指示（緊急）		(警戒レベル4相当) ・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険情報 ・危険度分布（非常に危険、うす紫）
警戒レベル 3 ・避難準備・高齢者等避難開始		(警報発令のみの場合) ・開園を基本とするが、地区ごとの状況により、避難開始及び保護者に迎えをお願いする場合がある。

2 地震発生時の対応

震度5弱以上の地震が発生したとき

開園時刻前に発生	終 日 休 園
保育施設（保育園）が休みの日に発生	次の登園日は休園
保育時間中に発生	保護者は、安全を確保しつつ 速やかな迎え をお願いします。

※このガイドラインは、2019年8月6日から井原市内全認可保育園にて運用となります。